

## 覚書（案）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 理事長 大谷 泰夫（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間で令和8年〇月〇日付けで締結した電力需給契約書（以下「原契約」という。）第26条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

### （費用の負担）

第1条 原契約第6条において、発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）から託送供給等約款（令和8年4月1日実施）VIの54に基づき料金、工事費の精算を申し受けた場合、あるいは同約款VIIの58、59、62、63、64、65及びVIIIの70、72に基づき東京電力から費用負担を申し受けた場合、発注者がその費用を負担する。

### （最大需要電力）

第2条 最大需要電力は、需要電力の最大値であって、東京電力が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータ（以下「東電電力計」という。）により計量される値をいう。

### （契約超過金）

第3条 発注者は、契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

2 受注者は、前項の規定により契約超過金を請求する場合は、契約電力を超過して使用した1月の電気料金と合わせて請求するものとし、発注者は原契約第11条第2項に定める支払期限までに受注者に支払うものとする。

### （燃料費調整額）

第4条 燃料費調整額とは、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の電気需給約款（高圧）（2026年4月1日実施）により算出した燃料費調整単価に使用電力量を乗じたものとする。

2 受注者は、発注者に1ヶ月ごとの燃料費調整単価を、供給する1ヶ月前までに報告しなければならない。

### （再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第5条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

### （力率）

第6条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）とする。

### （計量日時）

第7条 原契約第8条の計量日は、毎月月末の24時とする。また、その計量値は、東京電力電力計により計量されるものとし、受注者は計量値を東京電力から受領後、すみやかに発注者に通知するものとする。

(細目事項)

第8条 契約履行上必要な細目については、当該施設の電力使用規模に応じて適用される関東管内の旧一般電気事業者が定める「電気需給約款」を準用するものとする。

附 則

本覚書の適用開始日は、令和8年4月1日とする。

以上の覚書を証するため、この覚書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

発注者 神奈川県横須賀市平成町一丁目10番1号  
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学  
理事長 大谷 泰夫

受注者 ○○県○○市○丁目○番○号  
株式会社○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

※ 託送供給等約款及び電気需給約款については、契約時において実施されているものに基づくものとする。